

令和5年第3回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 令和5年9月 5日

閉 会 令和5年9月 8日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（9月5日）

出席議員 8名

1番	坂本	豊	君	2番	久慈	省悟	君
3番	川崎	憲二	君	4番	柿崎	裕二	君
5番	森	弘美	君	6番	吉田	勉	君
7番	乳井	巖公	君	8番	小鹿	重一	君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村	長	久慈	修一	君				
副	村	長	小松	生佳	君			
教	育	長	吉崎	博	君			
会	計	管	理	者	八木澤	琴美	君	
総	務	課	長	稲葉	正明	君		
税	務	課	長	吉田	聡	君		
住	民	課	長	佐藤	一仁	君		
健	康	福	祉	課	長	高谷	久美子	君
教	育	課	長	木村	伸一	君		
産	業	振	興	課	長	高田	一憲	君
建	設	課	長	高田	徹	君		
代	表	監	査	委	員	坂本	亮	君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 中 川 孝 治 君
議 会 事 務 局 次 長 坂 本 ゆかり 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

5 番 森 弘 美 君
6 番 吉 田 勉 君

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 監査報告

第 6 議案の上程・提案理由の説明

議案第35号 蓬田村特別会計設置条例の一部を改正する条例案

議案第36号 蓬田村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定
子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例案

議案第37号 蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案

議案第38号 蓬田村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案

議案第39号 蓬田村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

議案第40号 令和4年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件

議案第41号 令和4年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定
を求めるの件

議案第42号 令和4年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求
めるの件

議案第43号 令和4年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求
めるの件

議案第44号 令和4年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求める

の件

議案第45号 令和4年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を
求めるの件

議案第46号 令和5年度蓬田村一般会計補正予算（第3号）案

議案第47号 令和5年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1
号）案

議案第48号 令和5年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第49号 令和5年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案

議案第50号 令和5年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第51号 令和4年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
案

第7 議案第35号 蓬田村特別会計設置条例の一部を改正する条例案

第8 議案第36号 蓬田村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定
子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例案

第9 議案第37号 蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案

第10 議案第38号 蓬田村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案

第11 議案第39号 蓬田村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

第12 議案第40号 令和4年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件

第13 議案第41号 令和4年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定
を求めるの件

第14 議案第42号 令和4年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求
めるの件

第15 議案第43号 令和4年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求
めるの件

第16 議案第44号 令和4年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求める
の件

第17 議案第45号 令和4年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を
求めるの件

午前9時45分 開会

○議長（小鹿重一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより令和5年第3回蓬田村議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小鹿重一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、5番森 弘美君、6番吉田 勉君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小鹿重一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から9月8日までの4日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小鹿重一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月8日までの4日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（小鹿重一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、令和5年度蓬田村定期監査結果について、令和4年度蓬田村歳入歳出決算審査意見書並びに9月4日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度財政健全化及び経営健全化審査意見書が付された令和4年度蓬田村財政健全化判断比率が村長より提出されましたので、お手元に資料として配付しております。

次に、前定例会以降に提出されました陳情第5号全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情及び陳情第6号再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）を求める意

見書の採択を求める陳情書については、資料としてお手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として、村長、副村長、教育長、代表監査委員、会計管理者、各課長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（小鹿重一君） 日程第4、行政報告。村長より前定例会以降における村行政の主なものについて報告を求めます。

○村長（久慈修一君） それでは、令和5年6月村議会定例会後の主なる行事及び会議等の行政活動についてご報告を申し上げます。

6月10日土曜日、平内町消防団観閲式が夜越山運動公園で開催され、これに出席をいたしました。

6月11日日曜日、今別町消防団観閲式が今別町で行われ、これに出席をいたしました。

6月17日土曜日、外ヶ浜町消防団観閲式、蟹田漁港において開催され、出席しております。

6月18日日曜日、青森市消防団観閲式、青森市浪岡支所で開催され、出席しております。

6月21日水曜日、第4回蓬田村議会臨時会を招集してございます。

6月24日土曜日、第4回むつ湾フォーラムが上北郡横浜町、横浜小学校で開催されました。これは陸奥湾沿岸8市町村による圏域の環境保全、産業振興、観光振興などを目的に開催しており、来年度は蓬田村で開催する予定となっております。

6月25日日曜日、蓬田村消防団観閲式が行われ、これに出席してございます。

6月26日月曜日、蓬田村観光協会総会がふるさと総合センターで開催され、出席しております。

6月30日金曜日、蓬田村納税貯蓄組合総会がふるさと総合センターで開催され、出席いたしました。

7月3日月曜日、新知事就任に伴う市町村長との懇談会が招集されました。青森市のホテルで開催されました。宮下新知事と40市町村長との意見交換を主に実施してございます。

7月5日水曜日、蓬田村日赤奉仕団総会がふるさと総合センターで開催され、出席し

ました。

7月10日月曜日、青森県国民健康保険団体連合会通常総会が青森市で開催され、出席しております。

7月14日金曜日から7月16日日曜日までの3日間、蓬田村住民健診を農業者トレーニングセンターにおいて開催してございます。

7月15日土曜日、玉松海水浴場開きがたままつ海の情報館において開催され、これに出席をしてございます。

7月18日火曜日、東津軽郡町村会臨時総会が青森市で開催されました。

7月19日水曜日、外ヶ浜地区山岳遭難防止対策協議会総会が外ヶ浜警察署において開催され、出席しております。

7月20日木曜日、東津軽郡町村議会議員健康管理セミナーがふるさと総合センターで開催され、出席をしてございます。

7月21日金曜日、蓬田村農業委員会辞令交付式があり、これに出席しております。

7月22日土曜日、交通安全母の会マスコット配布が行われましたので、これに出席しております。場所は玉松海水浴場でございます。

7月26日水曜日、青森地域広域事務組合の臨時会がございまして、出席しております。

7月27日木曜日、青森地区道路関係4協議会総会が青森市で開催されまして、出席しております。

7月29日土曜日、青森県民体育大会の開会式が三沢市で行われ、出席をいたしました。我が村からは軟式野球及びママさんバレーボールが参加してございます。

8月8日火曜日、蓬田村蓬田漁協日本ドローン活用推進機構との密漁防止地方創生等に関する協定の締結式を行いました。場所は蓬田村漁業協同組合であります。

8月14日月曜日、蓬田村はたちを祝う会がふるさと総合センターで開催され、これに出席をいたしました。

8月21日月曜日、東青地区農業委員会大会が青森市で開催され、これに参加してございます。

8月23日水曜日、青森県町村会定期総会が野辺地町で行われ、これに出席してございます。

8月29日火曜日、蓬田村農業再生協議会臨時総会をふるさと総合センターで開催して

ございます。これにつきましては、肥料の低減ということでクリーン化を進めるということ、20%の肥料の低減ということを目指すということから、蓬田村地域農業再生協議会がこの事務局を担うということから、臨時総会を開いてございます。

9月1日金曜日、蓬田村除雪隊任用通知書の交付式を行いました。場所は役場でございます。

9月3日、青森県民駅伝競走大会が開催されました。本村の結果は村の部第5位と大健闘いたしました。

以上でございますが、本年5月に新型コロナウイルスの疫学上の分類が2類相当から5類に変更されたことに伴いまして、日本国中、そして蓬田村でも行事やイベントの開催が流行前の令和元年頃の状況に戻ってきたということでございます。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（小鹿重一君） 以上で、村長の行政報告は終わりました。

日程第5 監査報告

○議長（小鹿重一君） 日程第5、監査報告。今期定例会に令和4年度各会計決算が提出されておりますので、代表監査委員坂本 亮君より監査の結果について報告を求めます。

○代表監査委員（坂本 亮君） 監査報告をいたします。

地方自治法第233条第2項の規定によって、令和5年7月12日、村長より提出された令和4年度蓬田村一般会計歳入歳出決算、令和4年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算、令和4年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和4年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、令和4年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算、令和4年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算並びに関係帳簿、証書類について審査したところ、収支ともに適正であると認定いたしました。

なお、決算審査に伴う監査委員の意見として、村長・議長・教育長に提出いたしました令和4年度蓬田村歳入歳出決算審査意見書を皆様のお手元に配付していますが、これに監査委員の意見が要約されていますので、ご審議の参考にしていただければと思います。

以上で、監査委員の報告を終わります。

日程第6 議案の上程・提案理由の説明

○議長（小鹿重一君） 日程第6、議案の上程。今期定例会に提出されております議案17件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） それでは、令和5年第3回蓬田村議会定例会の開会に当たりまして、提案いたしました議案17件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第35号、蓬田村特別会計設置条例の一部を改正する条例案は、簡易水道事業に地方公営企業法第2条第2項の財務規定等を適用することに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第36号、蓬田村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案及び議案第37号、蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、以上2件につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第38号、蓬田村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第39号、蓬田村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定については、簡易水道事業に地方公営企業法第2条第2項の財務規定等を適用することに伴い、条例を制定する必要があるため提案するものであります。

議案第40号、令和4年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第41号、令和4年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第42号、令和4年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第43号、令和4年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第44号、令和4年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第45号、令和4年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、以上6件につきましては、それぞれ地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるため提案するものであります。

続きまして、議案第46号、令和5年度蓬田村一般会計補正予算（第3号）案につつま

してご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして、財産収入1,615万6,000円、寄附金7,546万円などを増額し、繰入金3,296万2,000円を減額しております。

次に、歳出の主なものとして、総務費3,936万6,000円、民生費2,094万8,000円などを増額しております。このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに7,302万9,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ26億5,224万5,000円となるわけであります。

議案第47号、令和5年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入として、繰入金81万9,000円、繰越金61万9,000円を増額しております。

次に、歳出として、総務費5万3,000円、給食費138万5,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに143万8,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ3,164万2,000円となるわけであります。

議案第48号、令和5年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして、繰入金110万9,000円、諸収入64万円などを増額し、繰越金97万3,000円を減額しております。

次に、歳出として諸支出金78万6,000円を増額しております。このほかの科目においても、所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに78万6,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億7,371万6,000円となるわけであります。

議案第49号、令和5年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入として繰越金107万1,000円を増額し、繰入金107万1,000円を減額しております。

この結果、予算規模は歳入歳出それぞれ1億400万円となるわけであります。

議案第50号、令和5年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして、県支出金432万円、繰入金547万2,000円などを増額しております。

次に、歳出として、総務費432万9,000円、諸支出金721万円を増額しております。こ

のほかの科目においても、所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに1,153万9,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ5億153万3,000円となるわけであります。

議案第51号、令和5年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入として繰越金96万1,000円を増額し、歳出として諸支出金96万1,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに96万1,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ8,637万3,000円となるわけであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明申し上げますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。

日程第7 議案第35号 蓬田村特別会計設置条例の一部を改正する条例案

○議長（小鹿重一君） 次に、議案の審議を行います。日程第7、議案第35号蓬田村特別会計設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 議案第35号、蓬田村特別会計設置条例の一部を改正する条例案。

蓬田村特別会計設置条例の一部を次のように改正するものです。

提案理由。簡易水道事業に地方公営企業法第2条第2項の財務規定等を適用することに伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

1枚お開きください。

蓬田村特別会計設置条例の一部を次のように改正する。

第1条中、「、蓬田村改正簡易水道事業」を削る。

第2条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説明は以上であります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） 今の説明で、特別会計から水道事業をなくすということになりま

すが、じゃあ水道事業は今後どのような形で、なるのか、ちょっと説明していただけませんか。

○議長（小鹿重一君） 建設課長。

○建設課長（高田 徹君） まず、官公庁会計から地方公営企業会計になるということで、特別会計の設置条例から抜けます。今回提案させていただいている議案第39号の中で、簡易水道事業の設置等に関する条例を設置して、特別会計からは外れて地方公営企業会計となります。予算の取り方とか決算とかは今までどおり変わらないのですが、予算書の中身とかが、財務諸表などがつき少し複雑になって、財務状況がよく見えるようになるという形です。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） 今までどおりの会計方式ではなくなるということなのですか。何か公営企業なので、よく法人とかでやる貸借対照表とか、そういう複式簿記とか、そういう感じの会計になっていくということなのでしょうか。

○議長（小鹿重一君） 建設課長。

○建設課長（高田 徹君） はい、議員のおっしゃるとおり、財務諸表、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書の財務諸表を作成します。現金のやり取りは今までどおり、会計管理者、出納室でやり取りします。その後の財務諸表は予算書・決算書について、財務状況が分かりやすくなるという状態です。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） 何で今までどおりの特別会計でなくて、こういう会計が変わっていくのかという理由なのですかけれども、今までどおりだと駄目なのか。これ、もう1点。

あと、毎年赤字なので、5,000万円ほど一般会計から補填しています。そうなりますと、そういう補填がなければ毎年赤字決算になってしまうわけですよ。それでもやはり水道事業を継続するためには一般会計から5,000万円ほど補填していくということになるわけで、なぜ今、この法律に基づいてやらなければならない理由というのは何なのか、もう1回だけ答弁をお願いします。

○議長（小鹿重一君） 建設課長。

○建設課長（高田 徹君） 総務省より平成31年1月25日付の文書により、人口3万人未

満の市町村に対して、令和元年度から令和5年度を準備期間として、令和6年度から地方公営企業法を適用させるよう通達がありました。令和3年、4年、5年と、その準備に向けて3か年契約で準備してまいっています。債務負担行為で議決をいただいていると思います。その通達がまず出だしでして、それで今進んでいる状態です。

以上です。（「5,000万円の補填については」の声あり）

毎年一般会計から繰入れしておりますが、それは地方公営企業会計になっても同じです。

以上です。

○議長（小鹿重一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第35号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第36号 蓬田村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

○議長（小鹿重一君） 日程第8、議案第36号蓬田村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 議案第36号、蓬田村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

蓬田村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものです。

提案理由として、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものです。

2枚目をご覧ください。

1つ目として、子ども・子育て支援法の改正に伴い、条例中、第19条第1項に関する部分が第19条に改めております。

2つ目、学校教育法の改正に伴い、第15条第1項第3号中、第25条第1項に改めております。

3つ目として、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、第15条第1項第4号及び第44条中、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めております。

そのほか、関係法律等の改正に伴い字句等の訂正をしております。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の蓬田村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の規定は、令和5年4月1日から適用するものです。

以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第36号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第37号 蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

○議長（小鹿重一君） 日程第9、議案第37号蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 議案第37号、蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由として、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

2枚目をご覧ください。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、第25条中、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものです。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和5年4月1日から適用するものです。

以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第37号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第38号 蓬田村子ども・子育て会議条例の一部を改正する
条例案

○議長（小鹿重一君） 日程第10、議案第38号蓬田村子ども・子育て会議条例の一部を改

正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 議案第38号、蓬田村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案。

蓬田村子ども・子育て会議条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由として、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

2枚目をご覧ください。

子ども・子育て支援法の条番号の改正に伴い、第1条及び第2条中、第77条第1項を第72条第1項に改めるものです。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の蓬田村子ども・子育て会議条例の規定は、令和5年4月1日から適用するものです。

以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第38号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第39号 蓬田村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定
について

○議長（小鹿重一君） 日程第11、議案第39号蓬田村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 議案第39号、蓬田村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について。

蓬田村簡易水道事業の設置等に関する条例を次のように定める。

提案理由。簡易水道事業に地方公営企業法第2条第2項の財務規定等を適用することに伴い、条例を制定する必要があるため提案するものであります。

1枚お開きください。

蓬田村簡易水道事業の設置等に関する条例については、これまで簡易水道特別会計により経理を行ってきましたが、地方公営企業法の適用を受け、令和6年4月から公営企業会計に移行するため条例を制定するものであります。

これは、簡易水道事業の経営状況や財政状況をより明確にし、将来の経営計画を立てやすくすることで、経営の健全化を図るものであります。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上、説明になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第39号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第40号 令和4年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求め
めるの件

日程第13 議案第41号 令和4年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入
歳出決算認定を求めめるの件

日程第14 議案第42号 令和4年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出

決算認定を求めるの件

日程第15 議案第43号 令和4年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出
決算認定を求めるの件

日程第16 議案第44号 令和4年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算
認定を求めるの件

日程第17 議案第45号 令和4年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算認定を求めるの件

○議長（小鹿重一君） 日程第12、議案第40号令和4年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認
定を求めるの件から日程第17、議案第45号令和4年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳
入歳出決算認定を求めるの件までの決算6案を一括議題といたします。

お諮りいたします。この6案については、議員全員をもって構成する決算特別委員会
を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議あ
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ご異議なしと認めます。よって、この6案については、議員全員
をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いた
します。

次に、ただいま設置されました決算特別委員会の委員長互選のため、本会議散会后、
本議場において決算特別委員会を開催されますよう、この席上から口頭をもって委員会
を招集いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時24分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川孝治が記載したものであるが、その内容に相違ない
ことを証するためここに署名する。

令和 5年11月21日

蓬田村議会議長 小 鹿 重 一

会議録署名議員 森 弘 美

会議録署名議員 吉 田 勉